鳥取県水産試験場印刷物広告事業取扱要領

この要領は、鳥取県広告事業実施要綱(平成19年2月16日付第200600171610号総務部長通知。以下「要綱」という。)第5条の規定に基づき、鳥取県水産試験場(以下「水産試験場」という。)が実施する広告事業に関し必要な事項を定めるものとする。

1 広告事業の種類及び方法

広告事業は、水産試験場が印刷により毎月作成する別紙の印刷物を対象とする。

2 広告掲載場所等

- (1) 広告を掲載する位置、大きさ、枠数等は、別図のとおりとする。
- (2) 広告を掲載する印刷物の部数、掲示場所等は、別紙のとおりとする。

3 広告の基準

- (1) 広告の内容は、行政広報の公共性及び品位を損なうおそれのないもので県民に不利益を与えないものとし、要綱第4条の規定によるものとする。
- (2) 要綱別表第2の4の実施部局長等が認めるものとは、次の各号に定めるものとする。
 - ア 当該広告事業の内容を県が推奨するかのような誤解を与えるおそれのあるもの
 - イ 誇大又は虚偽のおそれのあるもの
- (3) 要綱別表第2の5の実施部局長等の認めるものとは、次の各号に定めるものとする。
 - ア 教育的な配慮が必要なもの
 - イ 社会問題その他についての主義主張にあたるもの
 - ウ 社会批判を招く恐れのあるもの
 - エ 求人広告に該当するもの
- (4) 第1項から前項までに該当するもののほか、水産試験場長が適当でないと認める広告は掲載しない。

4 募集の期間

広告を募集する期間は、別紙のとおりとする。

5 掲載の申込

- (1) 広告の掲載を希望する者(以下「広告掲載希望者」という。)は、水産試験場長に対し、様式 第1号に広告の内容が分かるものを添付し、持参、郵送、電子メール、ファクシミリの方法によ り、4の募集期間内(郵送の場合は必着)に広告の掲載を申込むものとする。
- (2)水産試験場長は前項による申込みがあった場合において、必要と認めるときは、広告掲載希望 者に対し、広告掲載に必要な範囲において資料の提出を求めることができる。

6 選考及び決定

- (1)水産試験場長は、5の規定による申込みがあったときは、3の規定に基づき、当該申込みの内容について審査し、広告の掲載者を決定する。この場合において、応募者が掲載予定数を上回るときは、申込の順により広告の掲載者を決定するものとする。
- (2) 水産試験場長は、前項の規定により広告の掲載者を決定した場合は、書面により通知するもの

とする。

7 広告原稿の作成及び提出

- (1) 広告の掲載者は3の規定に基づき、広告原稿(完全原稿とする)を作成するものとする。
- (2) 広告の掲載者は、作成した広告原稿を水産試験場長が別途指定する日に、別途指定する場所に提出するものとする。
- (3) 水産試験場長は、前項の規定により提出された広告原稿の内容等が、3の規定に違反しないことについて審査を行い、違反していないと認めたものを掲載するものとする。
- (4) 広告を掲載する場所は、6の(2) による申込の順に、掲載場所の左から順に掲載するものとする。
- (5) 印刷物の作成過程において、校正を1回行うこととする。

8 広告内容等の修正等の指示

水産試験場長は、広告の内容等が3の規定に違反していると認めたときは、広告の掲載者に対して当該広告の内容等の修正を指示することができる。

9 広告掲載料の納付について

広告の掲載者は、水産試験場長が別紙のとおり定める広告掲載料を、水産試験場長が指定する日までに、水産試験場長が発行する納入通知書により一括して前納するものとする

10 広告掲載の取り消し

- (1)水産試験場長は次のいずれかに該当する場合には、直ちに広告の掲載を取り消すことができる。 ア 7の(2)の規定により指定された日までに広告原稿が提出されないとき
 - イ 8の規定基づく修正の指示に従わないとき
 - ウ 9の規定により指定された日までに広告掲載料が納付されないとき
- (2) 水産試験場長は、前項の規定により広告掲載を取り消した場合には、広告の掲載者に対し取消 理由を付した書面を通知するものとする。

11 協議

この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、水産試験場長と広告の掲載者の双方が誠意を持って協議し、解決を図るものとする。

12 雑則

この要領に定めるもののほか、広告事業の実施に関して必要な事項は、水産試験場長が別に定める。

附則

この要領は、平成19年3月14日から施行する。